

平成22年

第1回市議会定例会 議案第33号

函館市教育委員会教育長の給与および勤務条件等に関する  
条例の一部改正について

函館市教育委員会教育長の給与および勤務条件等に関する条例の一部  
を改正する条例を次のように定める。

平成22年2月26日提出

函館市長 西尾正範

函館市教育委員会教育長の給与および勤務条件等に関する  
条例の一部を改正する条例

函館市教育委員会教育長の給与および勤務条件等に関する条例（昭和  
62年函館市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成21年4月から平成22年3月」を「平成22年  
4月から平成23年3月」に改める。

附則第5項中「平成21年6月1日」を「平成22年6月1日」に改  
める。

附則第6項中「平成21年4月1日から平成22年3月31日」を「  
平成22年4月1日から平成23年3月31日」に、「について」を「  
を算定するときの」に、「を算定するときは」を「については」に改め  
る。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(提案理由)

教育長の給料月額および期末手当の額を平成22年4月から平成23年3月までの間について減額し，ならびに規定を整備するため